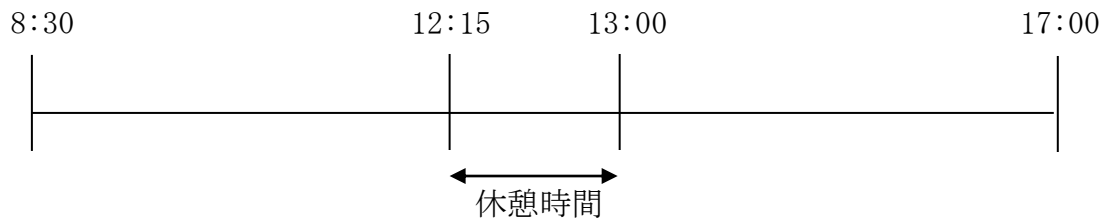


3 勤務時間その他の勤務条件

(1) 職員の勤務時間、休憩の概要

職員の勤務時間は、8時30分から17時00分までのうち休憩時間45分を除いて1日7時間45分、週38時間45分です。（令和4年4月1日現在）



(2) 職員の年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。（各年度4月1日から3月31日）

※ 平成23年4月1日から年度での付与に変更（単位：日）

令和3年度の平均取得日数	令和2年の平均取得日数
10.4	11.3

(3) 特別休暇の概要と取得状況

年次休暇以外にも、特別な事由に該当する場合は、特別休暇が認められます。

※ 平成22年4月1日から年度での付与に変更（単位：人）

種類	具体的な内容	付与日数	取得者数	
			令和3年	令和2年
ボランティア休暇	自発的に報酬を得ないで社会貢献活動を行う場合	1年につき5日	0	0
結婚	職員が結婚した場合	6日	6	8
女性職員の出産	8週間以内に出産予定の女性職員が申し出た場合及び女性職員が出産した場合	出産予定日前8週間目から出産の日後8週間目	16	12

妻の出産に伴う休暇	職員の妻が出産する場合	3 日	2 1	1 8
母子保健法に基づく健康診査の受診	妊娠中の女性職員が母子保健法による保健指導又は健康検査を受ける場合	必要と認める期間	7	5
配偶者、父母、子及び配偶者の父母の看護のための休暇	配偶者、父母、子及び配偶者の父母で病気等により看護を必要とするものの看護をする場合	1 0 日	8 6	5 0
親族の死亡	親族が死亡した場合	必要と認める期間	6 1	6 0
父 母 の 祭 日 (法要)	父母の追悼のための特別な行事を行う場合	必要と認める期間	3	1
夏季休暇	夏季における心身の健康保持・増進等を図る場合	7 日	6 1 6	6 6 9
リフレッシュ休暇	勤続年数が 2 0 年又は 3 0 年に達した場合	勤続 3 0 年 6 日 勤続 2 0 年 5 日	3 4	1 9
介護のための休暇	負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	5 日	2	3
男性の育児参加のための休暇	職員の妻が出産予定日前 6 週間目から出産の日後 8 週間目	5 日	1 2	7

(4) 介護休暇の概要と取得状況

職員が要介護状態にある家族を介護するための休暇制度があり、連続する6月取得することができます。介護休暇は、1日単位ではなく、時間単位で取得することもできます。

(単位：人)

区 分	取得者数	
	令和3年度	令和2年度
介護休暇	0	0

(注) () 内は、女性の取得者数であり、内数です。

(5) 病気休暇の概要と取得状況

職員が負傷又は疾病のために勤務できない場合、医師の証明書等に基づき、療養のために必要最小限度の期間、勤務することが免除されます。

(単位：人)

区 分	取得者数	
	令和3年度	令和2年度
病気休暇	53	43

(6) 職員の育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度があり、最長3年間取得することができます。育児休業は1日単位で、部分休業は時間単位で取得することができます。

区 分	取得者数 (人)	
	令和3年度	令和2年度
育児休業	39 (34)	29 (26)
部分休業	14 (13)	7 (7)

(注) () 内は、女性の取得者数であり、内数です。

(7) 安全衛生管理体制の整備状況

事業場の規模及び業種によって、安全・衛生管理者等を選任、設置する必要があります。

(各年4月1日現在)

組織等	説 明	令和4年		令和3年	
		設置すべき 事業場数	うち設置 事業場数	設置すべき 事業場数	うち設置 事業場数
総括安全 衛生管理者	安全管理者及び衛生管理者の 指揮や、労働者の危険又は健 康障害を防止するための措 置、並びに健康診断の実施等 の事業場の安全衛生に関する 業務の統括管理を行う者	0	0	0	0
安全管理者	総括安全衛生管理者の指揮の もとに、職場の設備や作業方 法等に危険がある場合におけ る応急措置等、安全に係る技 術的事項を管理する者	0	0	0	0
衛生管理者	総括安全衛生管理者の指揮の もとに、健康に異常のある者 の発見・処置や、作業環境の 衛生上の調査等、衛生に係る 技術的事項を管理する者	2	2	2	2
安全衛生 推進者等	安全管理者及び衛生管理者の 選任が義務づけられていない 事業場において、施設、設備 等の点検、使用状況の監視等 を行う者	7	7	7	7
産業医	健康診断を実施する等、労働 者の健康管理等に当たるとと もに、事業者又は総括安全衛 生管理者を指導助言する等、 専門家として活動する医師	2	2	2	2

安全委員会	労働者の危険を防止するための基本対策等で安全に関する重要事項について調査審議するため設置される委員会	2	2	2	2
衛生委員会	労働者の健康障害を防止するための基本対策等で衛生に関する重要事項について調査審議するため設置される委員会	安全衛生委員会として設置しているため、安全委員会に掲載しています。			